

民生委員・児童委員制度の拡充と活動費に関する意見書

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）制度の始まりは、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」だと言われています。その後、大阪府で創設された「方面委員制度」が全国に広がったもので、「方面委員」は、昭和21年に「民生委員」と改められ、今年、平成29年で制度創設100周年を迎えました。

急速な高齢化の進行や世帯構造の変化、さらに住民が抱える生活・福祉課題の多様化、深刻化の中、その相談支援にあたる民生委員の役割が一層大きくなっています。とくに近年では、高齢者世帯の日常生活に関する支援が大幅に増加しているほか、災害に備えた要援護者支援体制の整備、悪質商法被害防止への協力、児童虐待から子どもを守る取り組みなど、幅広い分野での期待が高まっています。

しかし、こうした期待の高まりの一方で、民生委員一人ひとりの負担の増加にもつながっており、今後とも民生委員が地域福祉推進の担い手としての役割を果たしていくためには、民生委員の増員と活動しやすい環境整備を進めていくことが極めて重要です。

民生委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員で、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められていることから、無償のボランティアとされており、活動に係る費用は自治体から支給されているのが現状です。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書では、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきである」とされています。

よって本市議会は、民生委員の担い手不足が大きな課題となっている現状を踏まえ、国会及び政府に対し、我が国社会の財産ともいえる民生委員制度を維持・発展させていくためにも、下記の事項について強く要望いたします。

記

1. 民生委員の活動に係る費用を更に引き上げるための措置を講じること。

2. 民生委員制度の重要性を周知するとともに、民生委員一人ひとりが活動しやすい環境を整備し支援をすること。

3. 民生委員一人ひとりの負担軽減を図るため、増員をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 野田 聖子 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様